

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「数字未達なら彼女になれ」 アデランス、社内セクハラ1300万円で和解

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は1月20日の産経新聞の記事を抜粋します。

（以下、一部抜粋）

かつら製造・販売の最大手「アデランス」（東京）の店長だった男性従業員から繰り返しセクハラを受けて心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症し、退職を余儀なくされたとして、兵庫県内の店舗に勤務していた元従業員の女性が同社に計約2700万円の損害賠償を求めた訴訟があり、同社が女性に解決金1300万円を支払うなどの内容で大阪地裁（谷口安史裁判長）で和解していたことが19日、分かった。和解は昨年11月28日付。

セクハラ訴訟に詳しい弁護士によると、今回の和解額は同種事案の中でも異例の高額という。

訴訟記録などによると、同社は解決金の半額650万円について男性従業員に負担を求めるほか、男性従業員の在職期間中、原告が居住する京阪神地域を勤務地や出張先にしないよう努めるなどとする内容。男性従業員は女性の提訴時には関東地方の勤務地に異動していた。

訴えによると、女性が兵庫県内で勤務していた平成20年3月、大阪市内の店舗の店長だった男性従業員が指導目的で来店。「数字を達成できなかつたら彼女になるか、研修もしくは転勤だ」と脅すなどし、無理やりキスをしようとしたり、体を触ったりするセクハラを繰り返したという。

女性は警察に被害を届け出ようとしたが、同社の幹部から止められて精神的に不安定になり、退職。22年1月にはPTSDと診断された。同社は女性をいったん特別休暇扱いとしたが、その後に給与の支払いを停止。女性は23年9月に退職した。セクハラについては地元の労働基準監督署が労災認定し、休業補償給付などの支給を決定している。

女性側の代理人弁護士は「訴訟について答えることはできない」。アデランスは「コメントは差し控える」としている。

抜粋ここまで。

セクハラ裁判での和解は、一般的には数百万円で和解することが多いようです。今回の1300万円という和解の金額は異例ですが、早期の決着によりイメージ低下を少しでも減らそうとの思惑があるのでしょうか。警察への被害届の提出を同社幹部が止めたという点など、セクハラに関連するリスク管理体制が甘かったと批判を受けてもやむを得ないものと思います。